

スペシャルトピック③

40県で1～3円の引き上げ

——中央最賃審議会は目安示さず 地域別最低賃金の改定

厚生労働省の中央最低賃金審議会（会長＝藤村博之・法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）は7月22日、令和2（2020）年度の地域別最低賃金改定の目安を答申した。答申は「雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難」とし、リーマン・ショック後の平成21（2009）年度以来、11年ぶりに引き上げ額の目安を示さなかった。

その後、同答申等を参考に各地方の最低賃金審議会でも調査・審議が行われ、8月21日には全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額答申が出揃った。40の県で1～3円の引き上げが答申された一方、7の都道府県では引き上げが行われなかった。これにより、最高額（東京都の1,013円）と最低額（秋田県など7県の792円）の金額差は、昨年度より1円小さい221円となった。改定後の全国加重平均額は、昨年度より1円高い902円。

感染の不安や恐怖と闘う労働者に報いるべき／労働者側

7月21日にとりまとめられた「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」によれば、労働者側委員は「今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義」としたうえで、「春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この

流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべき」と指摘した。

また、「政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れば、デフレ回帰を惹起しかねない」と述べたうえで、「雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引き上げの重要性は分けて考えるべき」と主張した。

そして、「昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引き上げは社会的要請である」としたうえで、「現在の最低賃金は最高額の1,013円でも2,000時間働いて年収200万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、

ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に800円以下の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクが1,000円に到達する考えを堅持したい」と強調した。

中小企業をさらなる窮地に追い込むことを強く懸念／使用者側

一方で使用者側委員は、「コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者には甚大な影響を与え続けている」との認識を表明した。

また、「多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強い」と述べた。

さらに、「地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらこらうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地

に追い込むことになる」として引き上げに強い懸念を示した。

そのうえで今年度の目安について、「事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべき」と結論付けた。

最低賃金引き上げが雇用調整の契機とされることは避けるべき／公益側

このように労使の意見の隔たりが大きかったことから、令和2（2020）年度における地域別最低賃金の改定目安は、公益委員見解の形で示された。

見解では「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」として、具体的な引き上げ額の目安は示されなかった。目安が示されないのは、リーマン・ショックの翌年度である平成21年度以来で11年ぶりとなる。

とりまとめに至った理由について、公益委員見解は「平成29年全員協議会報告の3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課

題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた」と説明した。

そのうえで、具体的には「①感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むこと、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、②他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、③雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、④賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること（注）、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、⑤令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなど

から、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、⑥感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること」等の様々な要素を総合的に勘案し、検討したことを明記した。

コロナ禍の影響を踏まえながら賃上げしやすい環境整備を

また来年度の審議について答申では、「新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える」ことも明記された。

7都道府県は据え置き

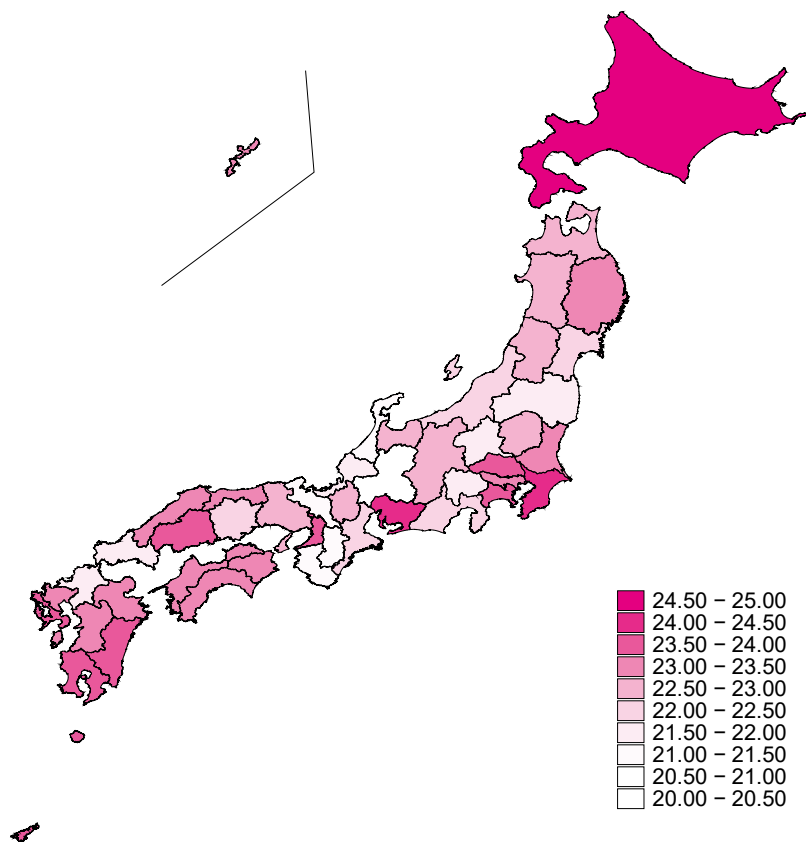
こうした答申を参考にしつつ、各地方の最低賃金審議会（都道府県労働局に設置）で、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議が行われ、8月21日までに全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額答申が出揃った（表）。

それによると、答申された改定額の最高は青森など9県の3円。2円の引き上げが秋田など14県、1円の引き上げが宮城など17県となっている。

表 令和2年度の最低賃金引き上げ額

引き上げ額	都道府県
3円	青森、岩手、山形、徳島、愛媛、長崎、熊本、宮崎、鹿児島
2円	秋田、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、滋賀、鳥取、島根、香川、高知、佐賀、大分、沖縄
1円	宮城、栃木、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、兵庫、奈良、和歌山、岡山、福岡
0円	北海道、東京、静岡、京都、大阪、広島、山口

図 最低賃金の上昇率（2010～2020年、単位：％）



北海道、東京、静岡、京都、大阪、広島、山口の7都道府県では、引き上げが見送られた。

この結果、最高額の1,013円（東京都）と最低額の792円（秋田など7県）の金額差は、昨年度よりも1円小さい221円となった。最高額に対する最低額の比率も、昨年度より0.2%上昇の78.2%と、6年連続で改善した。改定後の全国加重平均額は、昨年度より

1円高い902円。

地域間格差は過去10年で拡大

過去10年の最低賃金の上昇率を見ると、首都圏で大きく上昇しているのに対して、北陸や大阪以外の近畿では低いものとなっている。（図）。2010年から2020年にかけて最も上昇率が高いのは、北海道で24.6%、次いで愛知（24.4%）、千葉（24.3%）、大

阪（23.7%）、埼玉（23.7%）、広島（23.7%）、神奈川（23.7%）となっている。一方、最も低いのは岐阜の20.7%、次いで奈良（21.3%）、京都（21.4%）、石川（21.4%）、和歌山（21.5%）、福井（21.5%）となっている。上昇率が高い都道府県は、もとの水準も高い傾向にあったため、結果として地域間の差は過去10年で広がっている。

10月上旬までに順次発行の見通し

答申された改定額は、都道府県労働局での異議申出に関する手続きを経たうえで、都道府県労働局長の決定により、10月1日から8日までの間に順次発効される見通しとなっている。

〔注〕

「令和2年度賃金改定状況調査」結果の第4表によると、一般労働者およびパートタイム労働者の賃金上昇率は、男女および産業計で1.2%（昨年は1.3%）。ランク別に見ると、Aランクで1.4%（同1.3%）、Bランクで0.4%（同0.87%）、Cランクで1.5%（同1.1%）、Dランクで0.9%（同1.9%）となっている。

（調査部）



高業績で魅力ある会社と チームのためのデータサイエンス

—職場と仕事を数値化する測定尺度、チェックリスト集—

松本真作 [著]

定価：1,852円＋税

会社とチームの状況を多面的に捉える各種測定尺度、チェックリスト

会社とチームの状況に関する各種測定尺度、チェックリストの仕組みと使い方を紹介し、その結果と会社や組織の業績との関係などについても検討しています。

A5判 242頁 2017年3月発行 ISBN978-4-53841-163-7

◆お求めは書店（インターネット書店）または当機構まで

独立行政法人 労働政策研究・研修機構（JILPT）成果普及課 〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

電話：03-5903-6263 FAX：03-5903-6115 当機構へのお申込みは Web または FAX で承ります。https://www.jil.go.jp

